

正

事業所記号												常務理事	事務長	課長	係長	係	
被保険者番号																	
被保険者	住所	(フリガナ) 〒 -										所在地 事業所 名称				この届を出す際の 標準報酬月額	千円
	氏名	(フリガナ)															
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)				(名)				生年月日	性別	続柄	同居 別居	職業	被扶養者になった日	加入の理由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号									昭.5 平.7 令.9	男1 女2		同居 別居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ														資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)				(名)				生年月日	性別	続柄	同居 別居	職業	被扶養者になった日	加入の理由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号									昭.5 平.7 令.9	男1 女2		同居 別居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ														資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)				(名)				生年月日	性別	続柄	同居 別居	職業	被扶養者になった日	加入の理由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号									昭.5 平.7 令.9	男1 女2		同居 別居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ														資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要

被扶養者でない配偶者の有無 (該当する方に○印を付けてください。)		有 無	有りの場合、その配偶者の年間収入	円	令和 年 月 日提出(必ずご記入ください。)
被保険者の年間収入(見込額も含む)		円	社会保険労務士記載欄		

服装健康保険組合

新たに被扶養者を加入させる際、加入される方が退職したことにより被扶養者として届出する場合は、以下の2つの質問の該当する番号に○印を付けてください。

質問1 雇用保険の失業給付の受給の有無等。 該当する番号に○印を付けてください。	1. 受給予定なし 2. 受給中、又は受給予定 3. 失業給付の受給資格なし (2に○を付けた場合は、記入上の注意および 添付書類についてを参照してください。)	質問2 退職後も、傷病手当金 または出産手当金の受給(予定)の有無。 該当する番号に○印を付けてください。	1. 受給中、または受給予定 2. 受給資格なし (1に○を付けた場合は、記入上の注意および 添付書類についてを参照してください。)
---	--	---	---

※ 記入上の注意、および添付書類についてをご確認の上、記入漏れまたは添付書類漏れなどございませんようにご注意をお願いします。
(R8.6)

受付日付印

副

被扶養者 加入 異動届

事業所記号																						
被保険者番号																						
被保険者	住所	(フリガナ) 〒 -												所在地 事業所 名 称					この届を 出す際の 標準報酬月額	千円		
	氏名	(フリガナ)																				
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)						(名)						生年月日	性別	続柄	同居 別居	の別	職 業	被扶養者になった日	加 入 の 理 由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号													昭.5 平.7 令.9	男 1 女 2		同 居 別 居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額	
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ																		資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要	
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)						(名)						生年月日	性別	続柄	同居 別居	の別	職 業	被扶養者になった日	加 入 の 理 由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号													昭.5 平.7 令.9	男 1 女 2		同 居 別 居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額	
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ																		資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要	
被扶養者欄	氏名	(フリガナ) (氏)						(名)						生年月日	性別	続柄	同居 別居	の別	職 業	被扶養者になった日	加 入 の 理 由	別居の理由及び 毎月の仕送り額
	個人番号													昭.5 平.7 令.9	男 1 女 2		同 居 別 居	年間収入	令和 年 月 日		理由 仕送り額	
	住民票 住所	〒 - ☐ 被保険者住所と同じ																		資格確認書 発行要否	☐ 発行が必要	

うえのとおり認定になりましたから通知します。令和 年 月 日提出

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

また、本通知に記載されている被扶養者の資格情報のデータ登録が完了しましたので、資格確認書及び資格情報のお知らせに記載の資格情報でマイナ保険証により医療機関等を受診することが可能となります。

服 装 健 康 保 険 組 合 理 事 長

記入上の注意について(未記入の欄がありますと加入の審査が行えませんので記入漏れのないようお願いいたします。)

正、副それぞれ作成し、2部とも当健保組合にご提出ください。審査が完了しましたら副に確認印を押印の上、返送いたします。

◎ 被扶養者となれる方は、被保険者の3親等内の親族であること。(同居が条件となる方がいますので、当組合ホームページでご確認ください。)

◎ 被扶養者として認定を受ける方の収入は、被扶養者となった日以降、被保険者の方の収入の1/2未満かつ年収130万円未満※であること。

また、別居の場合は、年収130万円未満※かつ仕送り額の方が多いこと。(退職後、雇用保険の失業給付や傷病手当金、出産手当金を受給している場合は、日額が3,612円未満、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、日額が5,000円未満。)

※60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は年収180万円未満、19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の場合は150万円未満。

1. 被保険者等記号・番号の欄には、お手元の資格情報のお知らせ又は資格確認書に記載されている記号を上欄に、番号を下欄にご記入ください。
資格取得(入社)と同時に提出し、お手元に資格情報のお知らせ又は資格確認書がない場合は、空欄のまま事業所のご担当者様に提出してください。
2. 被保険者住所・氏名欄の住所は、住民票の住所をご記入ください。
なお、住民票の住所と現在住んでいる住所が相違している場合、住民票の住所と現在住んでいる住所を二段書きにしてください。
3. お勤め先の事業所所在地及び名称をご記入ください。ただし、事業所所在地については本社の所在地をご記入ください。
4. この届出を提出する時点の標準報酬月額をご記入ください。ご不明な場合は事業所のご担当者様にご確認ください。
5. 被扶養者欄については、新たに被扶養者として認定を受けようとする方の情報をご記入ください。
6. 続柄欄について、「妻」「子」「父」「義母」「弟」など詳しくご記入ください。
7. 同居・別居の別の該当する方に○印を付けてください。なお、被扶養者として認定を受ける方と別居されている場合は、被扶養者として認定を受ける方の世帯全員の住民票(続柄欄の省略のないもの。)が必要になります。
8. 職業欄には、「無職」「パート」「アルバイト」「小学6年」「高校2年」「大学4年」「自営業」「年金」など具体的にご記入ください。
添付書類が必要となることがありますのでご注意ください。
9. 年間収入欄には、扶養事由発生時以降の1年間で受ける予定のすべての収入の合計を記載してください。なお、自営業の方の収入に関しては、税法上の取扱いと違い、原則、売上金額から仕入金額を差し引いた金額を収入と見なします。
10. 被扶養者になった日については、被保険者の資格取得と同時の場合は資格取得年月日、お子さんが生まれた場合は出生年月日、退職した場合は退職日の翌日、配偶者等と婚姻した場合は婚姻年月日、雇用保険による失業給付や傷病手当金、出産手当金の受給を終了した場合は受給終了日の翌日など、被扶養者となった日付を記入してください。ご記入いただいた日付を確認できる添付書類が必要となりますので、「添付書類について」を参照してください。
なお、被扶養者になった日から5日を超えて提出された場合や、被扶養者となった日が確認できる書類がない場合は、**届出の提出日または職権により当健保組合が確認した日を認定日といたします。**
11. 加入の理由については、「資格取得」、「出生」、「退職」、「婚姻」、「失業保険受給終了」など具体的にご記入ください。
12. 被保険者と被扶養者として認定を受ける方が別居している場合は、別居の理由及び仕送り額をご記入ください。仕送り額に記入した金額がわかる添付書類が必要になります。
13. 被扶養者でない配偶者(夫婦共働きなど)がいる場合は「有」に○印をし、右の欄にそれぞれの年間収入をご記入ください。この場合、子を被扶養者として認定する場合は、原則、収入の多い方の被扶養者として認定する取扱いとなっておりますので、未記入の場合、審査ができませんので必ずご記入ください。
14. 退職された方を被扶養者として認定する場合、退職後、雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金などの給付金を受給されているか確認しますので、2つの質問の該当する番号に○印を付けてください。受給中、又は、受給予定の方は添付書類が必要となりますのでご注意ください。
15. 資格確認書の発行が必要な場合(※)はチェックボックスに☑を入れてください。※以下に該当する場合に限ります。
 - ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

添付書類について(この取扱い、認定の対象となる被扶養者(以下、認定対象者といいます。))が日本国内に住所を有する場合に限ります。なお、認定対象者が海外居住の場合は取扱いが異なりますので、その際は、当健保組合業務課までご連絡ください。)

添付書類については、原則、被保険者と認定対象者の身分関係(続柄)を確認する書類と生計維持関係および収入に関する確認書類の2種類が必要になります。以下の書類が被扶養者を加入させる際の一般的な添付書類になりますが、**認定対象者の状況により別途添付書類が必要となる場合があります。**

被保険者と認定対象者の身分関係(続柄)を確認する書類

- ・住民票記載事項証明書(以下、住民票といいます。)**ただし、被保険者が世帯主の場合に限る。**(コピー不可。)
 - ・被保険者が世帯主でない場合、被保険者と認定対象者の身分関係がわかる戸籍謄本等。(コピー不可。)
- 住民票(続柄の省略のないもの。)**や**戸籍謄本等は、届書提出日から30日以内に発行されたものを添付してください。**

認定対象者との生計維持および収入を確認する書類

生計維持に関する書類

- ・被保険者と認定対象者が同一世帯の場合
同一世帯であることが確認できる住民票。(身分関係(続柄)の確認の際に添付していただいた住民票で確認できる場合は省略できます。)
- ・被保険者と認定対象者が同一世帯でない場合
被保険者の世帯全員の住民票および認定対象者の世帯全員の住民票。(続柄の省略のないもの。)
また、仕送りが振込の場合は預金通帳の写し、仕送りが送金の場合は現金書留の控え(写しを含む。))が必要となります。**(手渡しは認められません。)**
認定対象者の収入が被保険者からの援助による収入額より少ないことが認定の条件となるため、上記書類にて確認させていただきます。
(被扶養者として認定後も毎年再確認を行うため、その際は預金通帳等の写しを毎年提出していただくことになります。)

収入を確認する添付書類

認 定 対 象 者 の 状 況	添 付 書 類
① 給与収入がある場合	勤務先から発行された給与収入(支払見込)証明書
② 退職した方の場合 ※	雇用保険被保険者離職票の写し
③ 雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し
傷病手当金、出産手当金受給中又は受給終了者の場合	傷病手当金、出産手当金の日額がわかるもの、または、受給終了日が確認できるもの
④ 公的年金等を受給中の場合	現在の年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書等の写し
⑤ 自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近に提出した確定申告書および収支内訳書の写し
⑥ 上記①～⑤に加えて他に収入がある場合	①～⑤の確認書類および直近の課税(非課税)証明書
⑦ 上記①～⑥に該当しない場合	直近の課税(非課税)証明書
⑧ 高校生以上の学生の場合(夜間は除く)	在学証明書又は学生証の写し

※ ②退職した方の場合で、**雇用保険に加入されていない方**については、例外的に、勤務していた事業所様が発行した退職証明書でも構いません。

- ◎ 義務教育終了前の子については、収入を確認する添付書類は必要ありません。
- ◎ 上の添付書類について、住民票等(届書提出日から30日以内に発行されたもの。))をお勤め先に提出している場合は、その提出した書類の写しを添付していただいても構いませんので、事業所のご担当者様に説明してください。